

議員提出議案第5号

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成27年9月 日

提出者 成田智樹

賛成者 下村晴意

〃 吉村善明

〃 恵比須幹夫

〃 片山誠也

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は、6月30日に、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するとともに、国は、その戦略に基づく事業など「地域発」の取組を支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や、平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援と、その財源の確保を行うことが重要となる。そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請する。

記

- 1 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに、必要な財源を確保すること。
- 2 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取組ベースとなるものであることから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
- 3 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにすること。
- 4 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘

案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど、意欲のある自治体が参加できるように配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

生 駒 市 議 会